

増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に関する取扱い

平成 28 年 4 月 1 日
京 都 府

(適用)

第 1 この取扱いは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請又は変更の認定の申請（以下「申請等」という。）に関し、当該申請に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合に適用する。

(建築基準法への適合)

第 2 申請等をしようとする者は、「増改築に係る長期優良住宅建築等計画認定制度の施行に向けた準備について（技術的助言）」（平成 28 年 2 月 8 日付け国住政第 75 号及び国住生第 607 号。以下「施行通知」という。）記 9. により、次に掲げる事項について建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の確認を受けるものとする。

- (1) 申請等に係る住宅が現に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合していること。ただし、施行通知記 9. ただし書により、当該住宅の位置を所管する土木事務所と協議し、違反箇所については是正措置が講じられることが確実であると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 申請等に係る計画が建築基準法に適合していること。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第 3 次の表に掲げる図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 2 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書 (増築・改築住宅に係る建築基準法への適合の確認)	第 2 に規定する確認の結果

附 則

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。